　　　　一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会会長専決規程

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会（以下「本会」という。）定款第２０条第２項の規定に基づき、会長の専決事項について定める。

（専決事項）

第２条　本会の日常の業務として、会長が先決できる事項は、次の通りとす

る。

　(1)　事務局長その他重要な人事を除く職員の任免

　(2)　職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

　(3)　債権の免除・効果の変更のうち、当該処分が法人に有利と認められるも

　　ので、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。

　　　ただし、法人運営に重大な影響のあるものを除く。

　(4)　設備資金の借り入れにかかる契約であって予算の範囲内のもの

　(5)　建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの（で100万円以内のもの）

ア　日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ　施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ　緊急を要する物品の購入等

　(6)　固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分（で100万円以内のもの）

　　　ただし、法人運営に重大な影響のあるものを除く。

　(7)　損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に

　　耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

　(8)　予算上の予備費の支出

　(9)　寄付金の受け入れに関すること。

　　　　ただし、法人運営に重大な影響のあるものを除く。

（報告）

第３条　会長は、専決を行った事項については、速やかに理事会に報告するものとする。

（規程の改廃）

第４条　この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

　附　則

１　この規程は、平成２９年４月３日から施行する。

　附　則

１　この規程は、平成３１年４月１日から施行する。